

トークイベント「検事・弁護士をもっと知ろう@古高松中学校」を開催しました！

6月26日（金）に、高松市立古高松中学校
2年生に対し、検事と弁護士によるトークイ
ベントを開催しました。

このイベントは、検事や弁護士がそれぞれの
仕事の魅力や役割を伝えることによって、
参加した中学生に、普段関わらないであろう
検事や弁護士がどんなことを考えて仕事を行
っているのかについて興味をもってもらうこ
とのほか、身の回りで起こる出来事に法律が

どのように影響するのかといったことを知ってもらうことを目的に実施したも
のです。



今回のイベントには、同中学校2年生約1
80名の生徒さんにご参加くださいました。
生徒の皆さんは、検事や弁護士という言葉
は聞いたことがあっても、どんなことをやっ
ているのかは知らない方が多いのではないかと
考えましたので、あらかじめ、法曹三者「裁
判官、検事、弁護士」について記載したチラ
シを配布した上で開催することとしました。



当庁総務部長からは、「警察と検察の違い」や「検事の捜査や裁判での役割」といった仕事内容についての話の中で、検事だけが事件を起訴するか（裁判にかけるか）、不起訴とするか（裁判にかけない）の判断を行えるため、その判断を行うため

には、捜査をとげ、その人が本当に罪を犯したのか、真実は何かを見極めることが重要であること、また、その人の立ち直りに期待して裁判にかけないと判断することがあるなど、検察官は、慎重に起訴や不起訴の判断を行っていることを説明していました。

また、検察事務官についても説明の時間をいただき、どのように検察官と連携して仕事を行っているかや、検察事務官が検察の土台としてどのように活躍しているかなどを説明させていただきました。

その後、検察官や弁護士の仕事のやりがいやどうやったら検事や弁護士になれるのかなどのご質問をいただいたことから、検察官や弁護士が自分の経験などを踏まえて答えていました。

イベントの最後では、法律に関する二択問題のクイズにご参加いただきました。



最初は、「裁判にかけるかどうか
決めているのは、警察官？検察
官？」というような話を聞いてい
ただいていれば簡単な問題を出題
し、後半では、少し考えてもらう必
要がある「知らずに特殊詐欺の片



棒を担いだ際に罰せられるかどうか」などを出題しましたが、いずれの問題も、
皆さん仲間同士で話し合っ楽しそうに回答していました。

イベント後のアンケートでも、「普段聞けない検事さんや弁護士さんの話が聞
けて良かったです。」「二択クイズで、楽しみながら覚えることができました。」

「あまり法律関係に興味がなかったけれど、話を聞いて新しいことを知れて面
白かった。」などの感想をいただいたため、少しでも検事や弁護士、さらには法
律問題を身近に感じていただけたものと思います。

今回のイベントを通じて、検事や弁護士を身近に感じ、その職務への理解を深
めていただけたのであれば、とてもうれしく思います。